



平成 25 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス  
代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠  
(コード番号 2338 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経  
T E L 03-5360-8998 (代表)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 11 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするために、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 2 月 28 日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,825 株
今回の分割により増加する株式数	2,853,675 株
株式分割後の発行済株式総数	2,882,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	11,500,000 株

(注) 上記発行可能株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 2 月 12 日（火）	(電子公告掲載開始日)
基準日	平成 25 年 2 月 28 日（木）	
効力発生日	平成 25 年 3 月 1 日（金）	

##### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成 25 年 3 月 1 日以降、次のとおり調整されます。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 2 回新株予約権	平成 15 年 5 月 28 日	112,069 円	1,121 円
第 3 回新株予約権	平成 17 年 5 月 27 日	175,000 円	1,750 円

### 3. 単元株制度の概要

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 3 月 1 日（金）

（参考）平成 25 年 2 月 26 日（火）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役決議により、平成 25 年 3 月 1 日（金）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、また単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 第 6 条の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
第 6 条 （発行可能株式総数） 当社の発行株式総数は、 <u>115,000 株</u> とする。	第 6 条 （発行可能株式総数） 当社の発行株式総数は、 <u>11,500,000 株</u> とする。
	第 6 条の 2 （単元株式数） <u>当社の単元株式数は、 100 株とする。</u>
	附則
	第 1 条 <u>第 6 条の変更は、平成 25 年 3 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u>
	第 2 条 <u>前条及び本条の規定は、平成 25 年 3 月 1 日の効力発生をもってこれを削除する。</u>
（新設）	

#### (3) 変更の日程

効力発生日 平成 25 年 3 月 1 日（金）

以 上